

## 【本補助金について】

### ● 補助金概要

地域医療の重要な担い手である医師を確保することを目的に市内診療所（ただし、産科若しくは分娩を取り扱う産婦人科を主たる診療科目とする病院を含む。）の新規開設又は承継にかかる費用の一部を補助することにより、一定の条件下で診療所の新規開設又は承継を希望する医師又は診療所を開設できる法人の代表者に対し、費用の一部を補助するもの。

### ● 補助対象

- ① 補助対象者 ⇒ 医師個人、法人（子弟、親族、第三者継承）
- ② 交付の対象 ⇒ 市内で10年以上継続すること。佐世保市医師会に加入。休日当番医、在宅医療の実施等への協力
- ③ 交付の要件 ⇒ ・市外病院、診療所に勤務していた医師、法人が、市内において診療所を開設する場合  
 ・市内病院、診療所に勤務していた医師、法人が、市内において診療所を開設する場合  
 ・医師、法人が市内で開業している診療所を継続させるために、当該診療所の承継を行う場合において、当該診療所建物の新築、取得、建物改修、医療機器の更新を行う場合
- ④ 対象経費 ⇒ (1)診療の用に供する建物取得、改修にかかる費用（建物取得費や建設工事費）  
 補助率 2/3 補助上限額 ①30,000千円（産科・産婦人科） 事業費 45,000千円×2/3=30,000千円  
 ②20,000千円（小児科） 事業費 30,000千円×2/3=20,000千円  
 (2)診療のために必要な医療機器などの購入費（リースは除く）  
 補助率 1/3 補助上限額 ①、②いずれも10,000千円 事業費 30,000千円×1/3=10,000千円
- ④ 補助対象診療科目 ⇒ 医師確保計画で「医師少数区域」と設定されている「産科・産婦人科」、「小児科」として設定

### ● 必要書類

#### （事前提出書類）・・・補助事業に着手する日の30日前までに必要

- 補助事業に着手する日の30日前までに市長に「補助金交付申請書」を提出（事前に市医療政策課に診療所開設にかかるスケジュール等相談）
- その他、医師の履歴書、医師免許証、建物平面図、見積書、工種別内訳書等
- 医療機器等を購入する場合は、その見積書、購入理由書
- 誓約書

#### （実績報告書類）・・・補助事業完了後、30日以内に必要

- 診療所開設にかかる県への届出書
- 売買契約書、登記事項証明書、工事請負契約書、工事内訳書、竣工までの写真（改修前の写真を含む。）
- 医療機器等を購入する場合は、契約書の写し、請求書又は領収書の写し、納品完了書の写真